

12月18日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。
（午前10時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 会議は、お手元に配付してあります日程により、議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、議案第87号 始良市立認定こども園の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第87号 始良市立認定こども園の設置及び管理に関する条例制定の件について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、10日に開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

平成24年8月22日公布された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律により、これまでの認定こども園のうち学校教育法に基づく認可幼稚園及び児童福祉法に基づく認可保育所で構成されている認定こども園については、幼保連携型認定こども園として、単一の認可として区分することになりました。大楠ちびっ子園についても、今回の改正法に基づき、幼保連携型認定こども園として位置づけ、新たに条例化するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、条例を改正することによって変わるところを説明してください。答弁、学校教育法に基づく認可幼稚園、児童福祉法に基づく認可保育所ではなく、認定こども園法に基づく一施設に位置づけられます。根拠となる法律が違うということから、今までの条例は廃止して、新たに条例制定をするということです。

質疑、指導監督の一本化がされるということはわかりやすくなり、よいと考えるが、逆に福祉部中心となることが予想される。入園手続の方法が他の保育園と同じような手続になり、今までは面談みたいなものがあつたが、これからはなくなると聞いたがどうか。答弁、入園を申し込んだ時点で行うか、入園決定をした段階で行うかということになるかと考えます。ちびっ子園の場合は、申し込みをした段階で行っていたと考えていますが、市としては同じルールにしていきたいというのが基本的な考え方です。認定こども園ということで、運営の方法については検討していきたいと考えています。今までは、申し込みは短時間保育児が教育委員会、長時間保育児は福祉部ということで、窓口が2つになっていましたが、これが1つになります。運用については、今後検討していきたいと考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、保育時間が異なる子どもと一緒に保育されることにより、長時間保育の子どもは1日何回か移動しなければならず、同時に保育士もかわるため、保育士と子どもの信頼関係などが形成しにくい。3歳児以上では、保育時間が異なるために、保育の一貫性が保証できない。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第87号 始良市立認定こども園の設置及び管理に関する条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第87号 始良市立認定こども園の設置及び管理に関する条例制定の件について、討論を行います。

小学校就学前の子どもに関する教育及び保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園を設置するものであります。

まず1つに、教育保育時間についてです。多様な保育時間の子どもが一緒に保育を受けるため、長時間の子どもは1日何回も部屋を移動し、同時に保育者もかわるため、保育士と子どもの信頼関係や子ども同士の関係性が形成しにくいと言えます。

保育時間は保護者の勤務形態で決められるため、午後から保育の子どももおり、集団保育に大きな支障が出ることもあります。また、3歳以上の保育では、短時間と長時間により保育内容が区別され、保育の一貫性が保証できません。

また、夏休み中の保育は、短時間児は夏休みをとるが、長時間児は保育を受け、休みをとらないなど、同じ施設の中でのこのような差異は、集団保育を行う上で決して好ましい環境とは言えません。

また、保育中の死亡事故など重大事故が発生したときの規定がありません。市の事故調査とともに、第三者機関を設置して市の調査を検証し、抜本的な防止策を講ずる必要があります。

最後に、施設には教育保育の提供日、時間、その他の記録が義務づけられ、また、保護者の保育時間量の管理も発生し、保育士の配置も複雑になり、今でも過密な施設現場にさらに負担を強いることとなります。

こういった制度のもとでは、保育士さんたちの労働環境の悪化により、安全性、保育の質の低下が懸念されます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第87号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第87号 始良市立認定こども園の設置及び管理に関する条例制定の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第2、議案第88号 始良市子どものための教育・保育給付に係る保育料を定める条例制定の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第88号 始良市子どものための教育・保育給付に係る保育料を定める条例制定の件について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、10日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法に基づき、政令で定める額を限度に、子ども・子育て新制度のもとで経営する保育所等に入所している子どもの保育料を定めるため、本条例を制定するものです。

従来、保育料は保護者の所得税を基準として、その額を算定していましたが、新制度の保育料は保護者の市町村民税を基準として、その額を算定することとなります。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、変更前より変更後が少し安くなっているが、内容を説明せよ。答弁、保育料については2種類しかありません。11時間預けられる方の保育料は変わりませんが、8時間預けられる方については、11時間預けられる方よりも安く保育料を設定することになると考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次の討論がありました。

反対討論、来年度の保育料は所得階層区分の基準が市町村民税に変わることによって保育料が増減し、子どもの年齢区分から増減します。以上のことから反対です。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第88号 始良市子どものための教育・保育給付に係る保育料を定める条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番(堀 広子君) 議案第88号 始良市子どものための教育・保育給付に係る保育料を定める条例制定の件について、討論を行います。

今の制度では、認可保育所の保育料は国の基準をベースに市町村が設定し、同じ市町村で所得が同じなら、どの認可保育所でも保育料は同じです。

ところが、新制度では、所得階層区分の基準が所得税から市町村民税に変わり、保育料がふえたり減ったり、また、子どもの年齢区分からも保育料が増減することになります。

また、新制度では、所得に応じた負担が基本としながら、一定の要件のもとで、市町村が定める額よりも必要経費を上乗せして徴収することも可能としております。保育を受ける施設によって保育料に格差が生まれることになります。認可の市立保育所は、市町村の同意がなければ保育料の上乗せ徴収はできません。ところが、認定こども園や小規模保育などは、市町村からの委託ではなくて、施設と保護者の直接の契約となりますので、市町村の同意は要らないことになります。保育料の上乗せ徴収のある認定こども園に貧困家庭は入れない。こういう貧富の格差を保育の中に持ち込むことになりかねません。保育についての上乗せ徴収は本来行うべきではありません。せめて今の認可保育所の制度と同じように、自治体の同意を前提にする規制をすべきであります。

以上申し述べ、反対の討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第88号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(湯之原一郎君) 起立多数です。議案第88号 始良市子どものための教育・保育給付に係る保育料を定める条例制定の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長(湯之原一郎君) 日程第3、議案第89号 始良市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長(湯之原一郎君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登壇

ただいま議題となりました議案第89号 始良市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、10日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条の規定により、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、保育料の免除を削除する理由と、これまで免除を受けている方の人数を示せ。改正前の条文に、市長が保育料を負担する能力がないと認めたときはとあるが、どういう場合であったのか、これに該当する人数は何人だったか、削除する理由は何か。答弁、議案第88号の中で減額・免除は定めており、その条項で減額・免除ができます。規則で細かく定めていますが、失業・疾病・死亡・住宅が火災に遭った場合は、全額から8分の1まで段階に応じて減額・免除する制度を設けています。なお、平成25年・26年度でこれを適用した事例はありません。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第89号 始良市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第89号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第89号 始良市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第4、議案第90号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第90号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、10日開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を行うため、公立幼稚園の利用者負担額は国が設定する上限額の範囲内で市町村が決定するものとされています。また、保育料を毎月納付し、その後の減免措置で還付を受ける補助金還元方式、キャッシュバックが廃止され、所得に応じた保育料を設定することになります。加えて、小学校3年生までの範囲内における子どもの数をカウントした保育料が設定されることから、毎月の保育料が支払いやすくなります。

以上のようなことから、市立幼稚園4園の保育料を国が設定する現行の上限の範囲内である月額6,600円に改正するものであります。

質疑の主なものを申し上げます。

毎月の支払いは少なくなるという説明があったが、補助金還元方式が廃止されるので、実質差し引き負担額を計算すると1万7,200円の負担増になり、負担は重くなるということか。答弁、毎月の支払いは少なくなるが、年間の負担額はふえるということです。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、補助金還元方式を廃止して、毎月の保育料を支払う方式になります。毎月の負担は少なくなりますが、実質的な保育料は高くなってしまいます。今でさえ保育料が高いという声がある中で、さらに保育料がふえることは反対です。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第90号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（森川和美君） 1つだけお尋ねいたします。

ただいまのこの報告の質疑の答弁のところで、今回の条例改正によって毎月の支払い額が少なくなりますけれども、年間の負担額はふえるということという報告がございました。この負担額がふえる割合が全体の何割ぐらいに及ぶのか、そしてまた、その負担額、ふえた額の負担を市のほうで補助するという、すべきだというご意見等の議論等はなかったのでしょうか。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 質疑の中でそういうお話はありませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第90号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件について、反対の立場から討論を行います。

保育料の料金改定は、これまでの補助金還元方式を廃止し、毎月の保育料を支払うこととなります。毎月の負担は少なくなりますが、補助金が廃止されることにより、実質的な負担額はふえることになります。子育て世代は非正規労働などで大変苦勞しながら生活をしております。このような状況を踏まえたならば、保育料の新たな負担は生じさせないことが基本になるのではないのでしょうか。少子化が進む中で、消費税増税や物価高などに加え、保育料の負担増は子育てがしづらい環境になります。よって、本議案に対し、反対の意見といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第90号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第90号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第5、議案第91号 始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第91号 始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、12日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。

提案理由の要旨は次のとおりです。現在、改修工事を行っている三叉コミュニティセンターの特殊公衆浴場施設について、一般公衆浴場施設としてリニューアルし、コミュニティセンターとは異なる使用時間を設定することにより、これまで以上に地域の方々や多くの市民にご利用いただくよう改正するものです。

また、市が所有する龍門滝温泉、くすの湯と異なる日を休館日にするとともに、これらの浴場施設使用料との統一を図るものです。

なお、施行期日については、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日からとし、来年3月中に施行期日を定め、円滑に供用開始をすることができるように準備を進めているところです。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、温泉の利用時間が午前11時から午後8時までとなっているが、理由を説明せよ。答弁、これまで午前9時から午後5時まで、夏季におき午後6時までの営業となっていました。仕事をする方にも利用しやすいように、営業時間を8時までとしました。午後10時まで営業することは検討しましたが、民業圧迫になるおそれもあり、公共施設ということもあるため、午後8時までの営業時間としました。今後、この施設については指定管理制度を導入できますので、その場合は、営業時間についても検討することになると思います。

質疑、三叉コミュニティセンターではなく、さんさ乃湯という名称を前面に出せないか。答弁、これまで温泉は三叉コミュニティセンターの利用者のみ使用できる特殊公衆浴場施設としていましたが、今回、温泉だけでも利用できるよう、一般公衆浴場として整備をします。設置の位置づけとしては、三叉コミュニティセンター施設に附随するさんさ乃湯という形で名称をつけました。そのため、看板にはさんさ乃湯と入れる予定ですが、条例自体はそのまま利用したいと考えています。

質疑、浴場つき休憩室利用の金額はどのように決定したのか。答弁、今回、くすの湯と龍門滝温泉の金額と合わせるために大人250円、子ども110円で統一させていただきました。

質疑、三叉コミュニティセンターの体育施設について説明せよ。答弁、体育施設は主に卓球をしております。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第91号 始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（田口幸一君） まず冒頭に、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。そこでお尋ねをいたします。この7ページです。この利用時間は午前11時から午後8時までとなっております。入浴料も、この次のページに大人250円、子ども110円となっておりますが、そこでお尋ねをいたします。市高齢者福祉センターとの利用時間、入浴料、休館日についての、ゆっくり申し上げます。市高齢者福祉センターとの、その利用時間、入浴料、休館日についての協議はなかったのか。

それから8ページです。大人250円、子ども110円で統一させていただきましたというふうになっています。私もこの三叉コミュニティの温泉に3回ほど、過去3回ほど入浴したことがあります。そのときの入浴料は、60歳を超えているからですか、105円でした。現在、市高齢者福祉センターは60歳以上は100円です。ですから、このことについての60歳以上の方々のこの105円、高齢者福祉センターの100円というのは、審査の中で協議をされたと思うんですが、その2点についてまずお尋ねいたします。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 2点ほど質問がありましたので、お答えいたします。

まず、福祉センターの利用の関係、休館日等につきましての件ですが、この件につきましては、この三叉コミュニティセンターの施設についての協議をまとめて行ったことはありませんでした。

それから、料金の250円と110円の問題と、老人の方々に対しての福祉センターの60歳から105円になったと。そして100円というような形になりますと、というような形は、こういうものも現実として、この三叉コミュニティセンターの浴場の件につきましては、議論がなされませんでした。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第91号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第91号 始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第6、議案第92号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第92号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、12月9日・12日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

子ども・子育て支援法に基づく諸施策は、福祉、保健、教育などの分野を超えた取り組みが必要となっています。福祉部門と保健部門の連携・強化及び子ども・子育て施策の推進並びに将来一元化に向けた取り組みの前段として組織の見直しを行うこととしています。

保健福祉部の組織としては、現在、福祉部に属する社会福祉課、長寿・障害福祉課に、市民生活部から保険年金課及び健康増進課を加え、児童福祉課については、（仮称）子ども政策課及び（仮称）子育て支援課に分離、新設します。

また、市民生活部には、新たに（仮称）男女共同参画課を新設するもので、平成27年度から変更しようとするものです。

課や係の名称及び所掌する事務については、平成27年3月末までに担当部署と詳細な調整を行い、市民にわかりやすい名称を引き続き検討します。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、本市の庁舎は相談スペースと相談の待機者との距離が近く、相談者に対しての環境が問題ではないか。課や係の統廃合をして、体制の充実を図っても効果がないのではないか。また、職員配置の期間が短く、そのため、臨時職員で対応させている部分があるとすれば問題だと思いがどうか。答弁、相談スペース及び相談者の待合の場所の確保は、今の庁舎内スペースでは難しいところです。庁舎内の連絡体制をとった上で、その担当部署から職員を呼ぶという相談体制を今後も続けていきたいと考えています。職員の配置については、市の人材育成基本方針に基づき、おおむね3年から4年というペースで人事異動が行われていると考えています。ただ、スペシャリストの育成ということで、部署によっては七、八年といったスパンでその業務に精通した職員を育成するというのも重要だと考えています。

質疑、今回の再編に伴う職員体制には、現状の係・課・職員がそれぞれ配置をされているが、仕事量がふえて、職員数が現状よりふえるという可能性があるか。答弁、今回の改正では、福祉部が保健福祉部となり、福祉と保健の連携ということになります。特に、子ども・子育て申請などは、課が2つに分かれるので、現在の係プラス若干の補充をかけた形で職員体制を考えています。ただ、現在、職員の定数管理を行っている関係で、毎年、職員の数減っています。環境施設課の包括的民間委託により、任用がえで、一般行政職から増員となる予定ですので、そういった職員を他の部署に配置しながら、福祉・保健部門の充実を図っていきたいと考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第92号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、総務常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（田口幸一君） まず、今、委員長が報告をされました。ここで、質疑、討論、採決が行われるわけですけど、そこでお尋ねをいたします。

（仮称）子ども政策課及び（仮称）子育て支援課、新たに（仮称）男女共同参画課というふうになっておりますが、本日、採決が行われれば、これはきょう条例が成立するわけですが、この3つの仮称は、きょう条例が成立するわけですけど、この3つの仮称について論議はなかったものか。そして、この部設置、始良市部設置条例によって、職員は増員になるのか、減員になるのか。

それから10ページです。包括的民間委託により、任用がえで一般行政職が増員となる予定ですので、そういった職員を他の部署に配置しながら、福祉保健部門の充実を図っていきたいと考えていますとなっています。そこで、その任用がえで一般行政職が増員となる予定ですのでということですが、この任用がえで一般行政職が増員となる人員は、委員会の中で審査が行われたかと思うんですが、何名になるのか。

○総務常任委員長（神村次郎君） 課の名称ですが、委員会の中では、仮称ということで承認をしています。3月までに条例が制定をされると、名称を決めて、当局のほうで決めていくということになります。

それから、職員数の問題ですが、包括的職員の民間委託のこの関係の職員が一般職に任用がえされますが、10月に5人、4月に5人、合計10人、一般職に増員になります。この職員を適切なところに配置をしながら、新しく今回の条例で制定された課については、配置をされていくということになります。

増員については、議論はされませんでしたけれども、適切な職員配置をしていくということで、委員会では承認したところです。

○8番（田口幸一君） 今、質疑をしたことについてはよくわかりました。

そこで、この10名が今、増になるということですが、この方々は技術管理者の資格を持っておられる方が大多数だと思うんですが、委員会で審査が行われたかどうか、それは私はわかりませんが、多分行われたと思うんですが、この技術管理者の大多数の方は、10月1日と来年の4月1日に人事異動があるという今説明だったんですけど、その技術管理者の方々の処遇というんですか、配置とか、そういうところまで論議は及びませんでしたか。

○総務常任委員長（神村次郎君） 今ありました技術者の方々ですが、その方々をどこに配置をするかという問題について、技術者ですので、一般職に適応するのかといったような議論になると思いますが、そこまでの議論はありませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（吉村賢一君） 9ページ真ん中に、（仮称）先ほど言われた子ども政策課及び子育て支援課というふうに分離するということですが、この中身といったのは、もちろん説明があったかと思うんですが、例えば年齢的にはどういったところで子育て支援課に分ける、あるいは子ども政策課に分ける、そういったところの分離はお話、説明があったんでしょうか。

○総務常任委員長（神村次郎君） 新設される子ども政策課、支援課ですが、年齢の問題ですが、委員会ではその年齢の問題については議論はありませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○22番（上村 親君） 1点だけ、今回、仮称3つの課に分かれるんですけども、27年度から変更しようとするものということであるんですが、27年度から、当初から変更するのであれば、その担当部署で詳細な調査を行いということで、平成27年3月末までに市民にわかりやすい名称を引き続き検討しますということであるんですけども、3月末までに調査をして、27年度4月の当初からこういう仮称の各課を設けるということで、市民の方へのわかりやすい説明、短期間じゃないかなというふうに考えるんですけども、そういった議論はないでしたでしょうか。

○総務常任委員長（神村次郎君） 市民への周知については議論はありませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第92号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第92号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第7、議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 本案は、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会の所管事項について審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、12月9日・12日に開会し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め、詳細に審査しました。

総務部財政課、歳出の財産管理費、普通財産維持管理事業25万7,000円——失礼しました。25万1,000円は、未利用地である普通財産5か所の売却処分に向けた境界確定測量及び土地鑑定評価業務委託料に要する経費の計上です。

歳入の繰越金1億2,476万7,000円は、前年度繰越金で、財源不足に対応した調整額の計上です。

今回の補正後の額を差し引くと、繰越金の留保額は1億5,978万1,000円となります。

質疑の主なものを申し上げます。

現在の未利用地の普通財産は全体でどれくらいか。どのような形で普通財産に持っていくのか経緯を示せ。答弁、未利用地の普通財産の面積は、宅地・山林・原野・雑種地などを含めて2,860haです。今回の5区画は売れそうな引き合いのあるところだけを出していますが、今後は、例えば公共施設マネジメントで再配置などが決まったら、そこも建物の統廃合などがあれば、残った部分も売却する方向で考えています。

質疑、未利用地対策の担当課を設置し、売却を促進することはできないか。答弁、普通財産の未利

用地の中には、売却可能な宅地のほかに、山林・田・畑など、売ろうにも売れないものもあるため、そのような状況を踏まえて、未利用地対策を行う必要があります。

税務課、賦課徴収費、過年度還付金300万円は、修正申告により発生する過年度還付金で、本年度10月末までに308件の還付処理を行っています。

特に報告するような質疑はありませんでした。

企画部地域政策課、校区コミュニティ協議会支援事業は1,400万円で、協議の整った7校区の拠点となる事務所の間取りの変更や空調設備・照明などの整備の費用の計上です。校区コミュニティ協議会は、平成27年度スタートを目指して協議が進められています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、校区との協議の中で、各協議会に対する今後の補助金などについて示した資料について説明せよ。答弁、協議会の運営補助金については、現在、校区で支給されている補助金の合計金額を下回らない額で試算をして、案という形でお示ししています。

質疑、校区コミュニティ協議会は自治会組織がちょっと大きくなっただけのような感じがするが、立ち上げるメリットは何か。答弁、合併して5年経過し、それぞれ3地区が違った組織構成ですので、小学校区を対象として、統一した形で行政を進めていけるのではないかとということで、住民の方々にもご理解いただきながら協議を進めているところです。

情報政策課、電子計算システム管理事業98万1,000円は、社会保障・税番号制度システム整備に伴い、国が設置する中間サーバプラットフォームの利用負担金の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、始良市のサイバー攻撃の状況、対策について説明せよ。答弁、本市は、基本的に外部と遮断された内部ネットワークを組んでいます。ほかにインターネットなども接続していますが、ファイアウォールで外部からの不審なアクセスなどを全て防御しています。加えて、メール対策、セキュリティ対策のサーバも入れており、セキュリティには十分気をつけています。

質疑、基本台帳ができると、どのようなことができるようになるのか。答弁、税番号制度になると、27年10月に全国民に個人番号が振られ、個人の正確な情報が1つにまとめて管理されることとなります。これにより、ワンストップサービスということで、1つの場所でさまざまな行政サービスを提供できることとなります。

質疑、この番号制度を国・県が利用して、個人の情報管理ができるようになる困るとい意見もある。プライバシー情報を管理するため、条例をつくらないといけないのではないか。答弁、このシステムのデータは暗号化してあり、個人の情報を引き出す場合は、情報を引き出した人物と目的が明確にされるため、むやみに個人の情報が引き出されるようなことにはなりません。また、市町村が番号法の番号を独自で利用する場合は、条例化が必要となります。

商工観光課、観光地など維持管理事業30万円は、修繕費の計上で、米山薬師看板修繕などの費用の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、市内各所に看板が立っているが、効果的に長期間維持できるようにかねての維持管理を行っているか。答弁、維持管理については、まち歩きのルート探策のときに、折を捉えて見えています。看板は、設置する場所の雰囲気 considering、材質・デザインなどを決定しています。今回は、アルミに腐食しないような加工を加えて設置したいと思います。

蒲生総合支所地域振興課、蒲生総合支所費、蒲生総合支所一般管理費82万7,000円の主なものは、厚生年金保険料率の改正による増額と、保育士の臨時職員1名増によるもの及びくすの湯の木質バイオマスボイラー導入に伴う副支配人1名雇用による社会保険料の費用の計上です。公衆浴場費491万円は、A重油・LPガスの高騰と使用料の増に伴うもの及び木質バイオマスボイラー用薪燃料の計上、電気使用料金の高騰による光熱水費の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、木質バイオマスボイラー用薪燃料の熱量は計算してあるのか。また、A重油とLPガスの比重はどうなっているか。答弁、バイオマスボイラーは、熱量50万kcalで熱量計算は一般的な方法で行っています。A重油は温泉と白湯を沸かす熱交換器の燃料、LPガスはサウナの燃料として使っています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会の所管事項については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、総務常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（谷口義文君） 2点だけお伺いしたいんですが、12ページ、校区コミュニティ協議会の支援事業ということで、協議の整った7校区に1,400万という、今回出ているわけですが、じゃ、協議の残り、協議の整っていないところは、今後どうするのかという議論はなかったのか、これが1点。

2点目は、質疑、答弁の中で、現在、校区で支給されている補助金の合計金額を下回らない額で試算をして、案という形でお示ししていますとありますけれども、誰に示しているのか、案という形で。そして、その額は幾らなのか、委員会での話はなかったのか。

以上2点です。

○総務常任委員長（神村次郎君） 今回の予算は7校区に支出されることになっていますが、あと残された協議の整っていないところは3月までに協議が整う予定にしていますが、それ以降も必要があれば整備をしていくという考え方です。

それから、協議会に、今示されている予算の問題ですが、委員会の中で、私たち議員が知らない中で、予算について協議が、調整が進められているという話があるんじゃないかという話がありました。そういうことで、地域と調整が進められています。私たちは、その予算を議会にも示すべきではないかということで当局に話をしました。その結果、出てきましたが、それについての委員会での議論はしておりません。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

引き続き、議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会の所管事項について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、12月9日、10日に開会し、関係職員に出席を求め、詳細に審査しました。

市民生活部、債務負担行為の追加は平成27年度から36年度までの始良クリーンセンター長期包括運営管理委託業務に伴う限度額32億105万8,000円の追加です。

後期高齢者医療特別会計繰入金2,363万2,000円は、平成25年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う一般会計への繰入金の繰戻し金で、雑入899万6,000円は平成25年度医療費負担金返還金、217万6,000円は電気自動車充電器導入に伴う助成金です。

戸籍住民基本台帳費42万円は、産休代替に伴う長期臨時職員1名の事務補助賃金です。

国民健康保険費571万6,000円は、国保運営協議会関連事業の4万4,000円と、国保財政安定化支援事業繰出金567万2,000円の計上です。

保健衛生費の310万円は不妊治療費助成事業、環境衛生費4,154万8,000円は、合併処理浄化槽設置整備関連事業2,324万円、電気自動車充電器導入関連経費630万8,000円、住宅用太陽光発電設置補助事業1,200万円の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

健康増進課、質疑、不妊治療費助成事業についての実績はどうか。答弁、平成25年度は66件、64人に助成を行い、母子手帳の交付は25人でした。26年度は、現在32件、30人に助成し、母子手帳交付は11人となっています。過去のデータからいいますと、助成した方の43%が妊娠しています。

生活環境課、質疑、合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、新築設置分と単独処理浄化槽からの入れ替えでは、どちらが多いのか。予想設置基数はどうやって出したのか。答弁、新築時の設置分が8割方になっています。設置基数は過去2年間の実績から推定して出しています。

環境施設課、質疑、新技術への対応について、新しい技術や運営手法の革新がなされた場合とほどのようなことが想定されているのか。今の契約金内で行うのか。答弁、想定されるのは、現在、汚泥を燃やして最終処分場に運んでいるが、例えば、これを燃やさず、肥料として利用できるようになることなど考えられます。この新技術導入は、この契約金の範囲内で行い、新技術によってさらに経費削減ができる場合に行います。ただし、制度的に新技術を導入しなければならなくなったときなどは、市が経費を負担します。

福祉部、障害者自立支援給付及び障害児通所給付にかかわる扶助費2億1,253万6,000円の追加、県補助金の交付決定に伴う高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業100万2,000円並びに介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金2,486万円、母子生活支援施設に要する扶助費981万円などの計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

児童福祉課、質疑、母子生活支援施設措置費について、今回は子どもが18歳未満の2世帯分ということだが、981万円の内訳を説明せよ。答弁、増加の1世帯というのが9月から入所されている分で、今後の見込みの1世帯というのは11月から3月の5か月分を見込んだ金額です。この支援施設への入所措置の金額というのは毎月変動します。1世帯当たりの平均額がありますが、10月分では36万

4,000円ほどかかっています。月ごとに増減していますが、毎月そのくらいかかりますので、3月分までの不足見込み分の981万円です。

長寿・障害福祉課、質疑、障害者自立支援給付事業で8か所開設ということだが、見込み額はどのようにしたのか。答弁、通年で実施している事業です。既に10月分まで実績が出ていますので、11月分から不足額を見込んで計上したものです。給付の支払いは2か月遅れで支払うため、11月分は1月に支払いをする形になります。

質疑、新規事業の高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業について詳しく聞かせてほしい。答弁、県の事業ですが、目的は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者自身の健康づくりや社会参加、高齢者を含む任意団体が行う互助活動に対してポイントを給付するものです——付与するものです。介護予防の推進を図るとともに、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図るとというのが県の示した目的です。商品券については、地域振興に寄与するものと理解していただきたい。本年度は、市社協の方々とは連携しましてサロン活動を行っている団体に声かけをさせていただき、そこを中心に80グループを予定しています。

教育部、小学校就学援助事業167万1,000円と中学校就学援助事業31万7,000円の増額は、準要保護認定増の見込みと消費税増税に伴う学校給食費の支給額の増額によるものです。

小学校教育振興事業48万6,000円の増額は、郷土教育の充実を図るため、現在、行っている社会科副読本を活用した授業を本年度も引き続き展開していくこととし、来年4月に3年生になる子どもの教材として当初から活用するための補正です。

社会教育推進事業44万円の増額は、家庭教育の推進に関する教本の始良市子育て手帳を来年度の3歳児、小学校1、4年生、中学1年生及び転入教職員用に2,200部作成し、配布するための補正です。

小学校給食室、別棟維持管理事業142万2,000円の増額は、来年4月から給食提供の準備期間として長期臨時職員採用者7人を来年1月から短期臨時職員として研修を行う計画でしたが、2月から雇用して、調理実習や大型調理器具の使用手順等の研修、食器等の洗浄作業を実施しなければならないことから、賃金に不足が生じるための補正です。

質疑の主なものを申し上げます。

学校教育課、質疑、要保護及び準要保護認定者がふえてきたということだが、その理由は何か。答弁、背景には、現在の景気動向、派遣世帯がふえていること、母子世帯がふえていることが要因として考えられます。

保健体育課、質疑、当初の計画より研修期間が1か月短くなるが、スケジュールはでき上がっているのか。答弁、建昌小学校の調理員も移りますが、3月までは建昌小で調理を行いますので、昼間の研修は難しいと考えています。建昌小の調理員さんについては、12月から蒲生の給食センターへ研修に行ってもらいます。2月から入ってこられる調理員さんについては、学校給食の調理に慣れるために、建昌小の調理室と給食室別棟で研修を受けてもらいます。割増賃金を計上したのは、機械を使わなければならないことから、15人の調理員さんが同じように説明を受けられるように設定するために、時間外を使う必要があると考えたためです。機械を使って覚えるものですので、業者からのアドバイスもあり、短期集中的に何回も繰り返すことが効果的であることから、二・三月に集中的にいろいろな訓練をしていきたいと考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次の討論がありました。

反対討論、前回、始良清掃センターの長期包括運営管理委託業務に対して反対をしましたが、今回のあいらくリーセンターの長期包括運営管理委託業務にかかわる債務負担行為にも、長期間にわたる民間への委託ということについて反対いたします。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（森川和美君） 1点だけお尋ねします。

15ページのこの不妊治療費助成事業ですが、平成25年度は66件で64人に助成。26年度は32件中30人に助成ということで、その効果としまして、助成した方の43%が妊娠をしていますという報告でございましたが、25年度と26年度、件数が半減しております。ここらあたりの理由。それと、助成した方の43%が妊娠をしたと。残りの57%の方は妊娠に至らなかったということなんですけれども、この最後の望みをかけて不妊治療の助成を受けられた。しかしながら、半数以上の方が妊娠に至らなかったと。その方に対しての精神的苦痛、メンタルケアといえますか、そこらの医療機関と本市の関係部署でどのようにフォローといえますか、されていらっしゃるのか、そこらあたりは議論の対象にならなかったのか、ご説明願います。

○議長（湯之原一郎君） 休憩とりますか。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時15分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分開議）

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 半減したものではなく、いけば現在の方々がそのような、ちょっと待ってください。

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時16分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分開議）

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 今現在、26年度は、現在32件助成していて、いけば、あと、そのあと1人当たり大体——1人当たりじゃなかった。31人が計上した形になっております。それとあと、妊産婦の割率は、いけば今までに質疑の中に入ってきていませんでしたが、あの妊娠率でいいますと、やはり半分近くに妊娠するちゅう方が、いい方向性に進んでいるという結果があるということをお伺いしました。

以上です。

○18番（森川和美君） そこはわかりました。まだ年度途中ということで。

それでは、最後ですが、この不妊治療費のお一人にかかる経費はどの程度なんでしょうか。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 1人の不妊治療費の経費は、質疑の話題に入っておりません。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（吉村賢一君） 18ページ、お伺いします。

学校教育課、その答弁のほうで、要保護、準要保護認定者がふえてきたということだが、その理由は何かと。答弁としましては、背景には現在の景気動向、景気動向というのは不景気というか、いうことになるんだろうと思うんですが、派遣世帯がふえていることと、母子世帯がふえているということが要因として考えられるとあります。具体的にこのパーセンテージ的のどのくらいふえたのか、あるいは数字的にどういうふうなふえたのか、そういった議論はなかったものでしょうか。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） そのような質疑の議題はありませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） **登壇**

引き続き、議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会の所管事項について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、12日に開会し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め、詳細に審査をいたしました。

農政課について申し上げます。

農政課にかかる補正は、農業振興費において、鳥獣被害防止対策事業2,296万7,000円の計上、農業施設費において、現在、改修工事中である三叉コミュニティセンター温泉施設等整備事業にかかる経費60万円並びに追加工事等にかかる経費723万6,000円の計上及び畜産業費において、畜産基盤再生

総合整備事業に103万円、活動火山周辺地域防災営農対策事業にかかる経費1,946万7,000円の計上です。

歳入においては、国庫補助金2,296万7,000円、県補助金1,687万2,000円及び雑入につきましてはそれぞれ鳥獣被害防止対策、活動火山周辺地域防災営農対策事業にかかる補助金、畜産基盤再編成総合整備事業にかかる事業参加農家の負担金の計上です。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、畜産担い手育成総合整備事業について、内容を説明せよ。答弁、担い手は豊留地区の認定農業者の方で水稻栽培と約30頭の畜産を行っています。今回、新しく畜舎を整備して、既存と合わせて60頭規模に増頭する予定となっています。

質疑、畜産担い手育成総合整備事業について、2年の事業であるが、引き渡しの方法を説明せよ。また、事業後の地域と鹿児島県地域振興公社とのかかわりはどのようになるのか。また、地元負担がどうなるのか。答弁、この事業は、2年事業となります。1年目に測量・設計を行い、2年目が造成となり、その後、譲渡となります。また、補助の割合については、国50%、県22.5%、地元負担が27.5%となります。なお、地元負担金については、借り入れですることになります。

質疑、鳥獣被害防止対策事業について、当初予算ではなく、補正予算で上げた理由を説明せよ。答弁、8月末に県から本年度の枠がまだあるとの説明を受け、また、来年度以降の見通しが不透明であるとのことで、前倒しで事業を実施できないかとの打診がありました。これを受けて9月10日に始良市内の中山間直接払いや農地・水・環境保全対策、集落営農組織などを地域ぐるみで営農活動をしているところに全体説明会を行いました。来年度以降計画があるところは、ぜひ今回していただきたいという説明を行い、申請があったのがこの14地域となっています。そのような理由から、今回の補正予算で計上しました。

質疑、鳥獣被害防止対策事業については、電気柵、防護柵の設置は貸与となっているが、内容を説明せよ。答弁、本体の機械の耐用年数が8年であり、貸与期間は8年となります。その後も使えるようであれば、無償譲渡となります。

質疑、鳥獣被害防止対策の電柵について、サル用は8段とあるが、高さはどのくらいになるのか。答弁、サル用の高さはシカ用と同じく1.7mですが、電柵の幅を20cm間隔にしています。

質疑、活動火山周辺地域防災営農対策事業について、内容を説明せよ。答弁、この事業は3戸以上の農業者が組織する団体で、降灰地域でも年間を通じた良質粗飼料の確保を図るため、飼料作物収穫調整用等機械の導入とその格納庫を整備するものです。この事業の活用により、自給良質粗飼料の確保を行いながら、増頭を図っていく考えであります。

次に、建築住宅課について申し上げます。

建築住宅課にかかる補正は、建築住宅管理費において、本年6月27日、春日住宅1号棟で発生した火災の後処理に要する経費195万円の計上です。

歳入においては、土木雑入の火災共済給付金195万円の計上です。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、火災の状況及び今後の対応について説明せよ。答弁、放火による事件性があるということで、家財等の処分が簡単にできなかったため、補正の計上が遅くなっています。今後は、2月ごろまでに

支払い関係が終了し、その後、見積もり請求書、内訳書、写真等を添付して、全国公営住宅火災共済機構に請求します。火災共済機構からは、実際に要した金額分の給付が出ることになります。

質疑、公営住宅維持管理事業195万円の内容を説明せよ。答弁、消火による水損3戸分の修繕金額35万円と、火災跡の残材撤去に要する費用160万円となります。今後、来年度の予算で室内の現状復帰の修繕工事を行う予定ですが、その修繕料も全て火災共済機構のほうから支給される予定です。

質疑、居住していた住民に損害賠償の請求は発生しないのか。答弁、始良市が直接損害賠償の請求をすることも可能ですが、今回の場合は、補填を火災共済機構に請求しますので、請求権は火災共済機構が持つことになります。しかしながら、火災共済機構が入居者への賠償を求めることはほとんどないということであります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託されました所管部門については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

始良クリーンセンターの長期包括運営管理委託業務にかかる債務負担行為32億105万8,000円は、特定の民間機関が10年近くにわたり管理を独占することになりますので、反対いたします。長期の民間委託になると、監督や指導が困難になり、住民の意見を反映させることが難しくなります。さらに、コスト削減を行うことにより労働条件が悪くなり、住民サービスの低下につながります。住民の安全や健康、福祉の増進を図るという自治体の責務を後退させることになります。

また、電子計算システム管理事業の中に税番号制度システム整備の負担金が計上されていますが、税番号制度にはプライバシーの問題があることから、反対の討論とします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。議案第108号は各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第108号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第4号）は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第8、議案第94号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第94号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、12月10日に開会し、関係職員に出席を求め、詳細に審査しました。

今回は、増加傾向にある医療費に対処するため、保険給付費を主なものとした補正です。

保険給付費2億4,000万円の追加は、医療費の増加に伴う一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費が主なものです。

後期高齢者支援金等5,622万4,000円及び介護納付金342万8,000円の減額は、支払い見込み額の確定に伴うものです。

諸支出金5,188万5,000円の追加は、国民健康保険税の過年度分還付金及び次年度精算方式による療養費の償還金が主なものです。

補正総額は2億3,227万5,000円の追加で、補正後の歳入歳出予算総額は98億9,227万5,000円となります。

これらに伴う歳入は、国庫支出金、療養給付費等交付金、繰越金の追加及び国民健康保険税、前期高齢者交付金の減額などで対処しています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、療養給付費負担金の補正は、例年、このような時期に行っているのか。答弁、当初予算策定が前年の12月ごろになりますが、医療費等の増額に伴い、不足する額については追加補正を行っており、9月または12月に行っています。

質疑、前期高齢者交付金の減額2,200万円と、一般被保険者療養給付費の2億の増額の理由は何か。答弁、前期高齢者交付金の減額は、当初の算定が12月から1月に支払い基金からの概算で行い、前々年度の精算分が調整され、また、全国の医療費で算定されるため、概算の算定が難しいものとなっています。医療費の伸びは対前年比5.4%増となっていますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴い、医療費の増加傾向は続くものと思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第94号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第94号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第94号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第9、議案第95号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第95号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、12月10日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

今回は、平成25年度の精算に伴う補正が主なものです。

後期高齢者医療広域連合納付金397万9,000円の追加は、平成25年度の出納整理期間に歳入した保険料を県広域連合へ納付するものです。

諸支出金2,435万6,000円の追加は、保険料還付金及び次年度精算方式による一般会計の繰出金です。補正総額は2,833万5,000円の追加で、補正後の歳入歳出予算総額は9億6,606万5,000円となります。

財源は、繰越金などで対処しています。

質疑に入りましたが、特に報告するような質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第95号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告をおわります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第95号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第95号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第10、議案第96号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第96号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、12月9日、10日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

今回は、介護給付費と地域支援事業費の過不足分に対し、必要な経費を計上しています。

保険給付費関係については、介護サービス等諸費の介護サービス給付費1億5,000万円及び介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費3,000万円の追加並びに特定入所者介護サービス費2,000万円の追加は、給付費の増額に伴うものです。

諸支出金については、第1号被保険者保険料の還付金及び前年度精算に伴う国県負担金等の返納分です。

補正総額は1億9,991万3,000円の追加で、補正後の歳入歳出予算総額は65億545万6,000円となります。

財源は、国庫支出金、支払い基金交付金及び一般会計繰入金などで対処しています。

質疑に入りましたが、特に報告するような質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第96号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第96号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第96号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第11、議案第97号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第97号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、12月9日、10日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

今回は、要支援認定者の増加に伴う介護予防計画作成事業費などを計上しています。

介護予防計画作成事業費140万の追加は、ケアプラン作成委託料です。

諸支出金180万1,000円の追加は、前年度精算に伴う一般会計への繰出金です。

補正総額は320万1,000円の追加で、補正後の歳入歳出予算総額は7,320万2,000円となります。

財源は、サービス収入及び繰越金で対処しています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、ケアプランの件数はふえているということだが、昨年よりどのくらいふえているのか。どのような推移なのか。答弁、昨年より420件の増を見込んでいます。平成25年度の1か月平均でいきますと、ケアプラン作成者数は872件ありました。それが、26年でいきますと、1か月平均約907件です。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第97号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第97号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第97号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第12、議案第98号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第98号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、12日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。

水道事業部にかかる補正は、簡易水道施設管理費として修繕料185万円及び原材料費40万円の計上です。

また、飲料水供給施設管理費として80万円の計上です。

合計で305万円となり、財源は前年度繰越金で対処しました。

いずれも予算残額は少額となっているため、今後、ポンプ等設備の緊急修繕及び緊急漏水修理が発生した場合に対応するものであります。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、補正予算の金額が大きいが、理由を説明せよ。答弁、平成25年度予算と同等の592万円組んでいましたが、今年度、発電機が2台故障し、約100万円かかるなど、大きな修繕が幾つか重なってしまいましたので、今後の漏水等の修繕に備えるための補正予算です。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第98号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案どおり可決すべきも

のと決しました。

以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（田口幸一君） 今、委員長が詳細に報告をされました。そこで、答弁のところで、今年度、発電機が2台故障し、約100万円かかるという答弁になっており、これは執行部の答弁かと思います。

そこでお尋ねいたします。この簡易水道施設と飲料水供給施設、始良地区には白浜地区、成美地区、蒲生地区には漆地区に簡易水道があると思います。加治木地区には中野地区、そして小山田地区にもあります。飲料水供給施設は、ほとんどが始良地区の北山地区に集中しております。

そこでお尋ねをいたします。この発電機が2台故障しということですが、この耐用年数はどうなっているのか。審査の中で飲料水供給施設も80万円予算の計上、それから簡易水道施設は、修繕料が185万、原材料費40万円が計上されておりますが、まずお尋ねしたいのは、1点目がその耐用年数です。

2点目は、今私が上げました簡易水道は白浜地区とか成美地区とか中野地区とか漆地区にあります。飲料水供給施設も、これはほとんど始良地区の北山地区に集中しております。木場飲料水供給施設ですけれども、申し上げます。そういうことで、今、私がお尋ねしたことについて、委員会ではどのような審査が行われたのか、多分あったかと思うんです。だからお尋ねするんです。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 発電機の2台の故障ということだけでございまして、その耐用年数かれこれは、当然、そのものの以内であったと思うんですが、やはりそういうものまでは審議に上がっておりませんでした。

それから、簡易水道、あるいは——簡易水道、飲料水供給施設かれこれらの場所のことをおっしゃいましたが、やはりそういうもので管理運営を行っているということでございます。ほかに議論的なものはありませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第98号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第98号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計補

正予算（第1号）は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。午後からの会を1時10分からとします。
（午前11時56分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午後1時06分開議）

○議長（湯之原一郎君） 次に、日程第13、議案第99号 工事請負変更契約の締結に関する件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第99号 工事請負変更契約の締結に関する件について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、12日に開会し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め、詳細に審査をしました。

本件は、本年第1回定例会で議決した城瀬～福ヶ野線道路災害復旧工事に關し、労務単価の運用に關する特別措置、消費税率の変更及び施工数量の変更により2,258万9,000円の増額となり、変更後の請負金額は1億9,037万9,000円となったものです。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、労務単価の件について説明せよ。答弁、労務単価については、県から2月10日に通知があり、全職種で6.4%の上昇ということでありましたが、1月29日に既に執行何を出していたため、今回の補正を計上しています。

質疑、施工数量の変更があったということだが、理由を説明せよ。また、上部については、モルタル吹きつけですということだが、崩れるおそれはないのか。答弁、施工数量の変更については、のり面全体の延長が約200mあり、勾配がきつく、浮き石も多く残っており、それを落しながら測量をするとなると、災害の査定に間に合わなかったため、査定設計書をつくる前提で測量して設計を行いました。また、設計の中で、下のほうは枠組みのモルタル吹きつけ、途中までがアンカーを打ってモルタルの吹きつけを行い、その上でモルタルの吹きつけとなります。これは、工法を検討し、災害の査定を受けて、承認されていますので、崩壊はないと考えます。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第99号 工事請負変更契約の締結に関する件については、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、産業建設常任委員長の報告を終わります。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第99号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第99号 工事請負変更契約の締結に関する件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第14、陳情第10号 始良市立大山小学校廃校に関する陳情書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第10号 始良市立大山小学校廃校に関する陳情書について、文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

陳情第10号については、9月5日に委員会に付託されて以来、9月24日に委員会を開催し、委員会を協議会に切り替えて、陳情者原長丸氏に出席を求め、執行部の意見も聴き、現地調査を含め、詳細に審査しました。

第3回定例会では、継続審査として引き続き地域の皆さんの声を聞くため、大山地区に何うなど、慎重に審査してきました。

陳情の主旨は、始良市立大山小学校は、平成19年度に在学児童が1名になったことを機に休校となり、現在に至っています。

現在、大山地区には6人の児童がいますが、蒲生小に通っており、大山小学校への就学は希望していません。また、地域の高齢化が進み、施設の管理にも支障が出てきており、地域での活用もほとんどされていないことから、地区の皆さんの大多数が廃校を希望しています。

建物の老朽化の懸念や防犯面での不安もあることから、廃校して他の施設として有効活用を図ってほしいというものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、アンケートをされたとのことだが、それは全戸数されたのか。その中身はどのような項目だったのか。答弁、アンケートに至るまでも幾度か話し合いをやってきたわけですが、意識確認をするためにやりました。全戸数64戸のうち62戸が廃校に賛成、残り2戸が反対という形でしたので、結果的に廃校を希望するというので、議会と教育委員会に陳情を上げたというわけです。

質疑、地域の方々の意見を聞いていると、学校は残してほしいという気持ちもあるようだが、閉じるのが前提で、再開することに向けて、教育委員会で模索してきたのか。答弁、今まで教育委員会から学校再開はどうですかと話を持って行っておりません。ただ、今回、こういう話が出た中では、秘書広報課の政策調整班や地域ともアンケートを取ったり、1年近く協議をいたしました。休校の話を地域に持って行った時も、地域の方から復活の話もありませんでした。教育長は100%廃校に賛成ではありません。廃校にすると二度と復活できないからです。よそから地域に帰ってきた時、希望があってもだめなので、子どもが今いる状態だと迷うところですが、地域の総意があるのなら仕方がないのかというところです。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

賛成討論、地区の方の意見を直接聞いたが、廃校にしてほしいというものであった。アンケートの結果も64戸中62戸が賛成というものだった。蒲生小に子どもを出している方たちが、はっきり廃校に賛成ということ述べられました。後の管理のこともありますので、廃校にしてもよいと考えます。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、陳情第10号 始良市立大山小学校廃校に関する陳情書は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、この陳情に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 次に賛成者の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 陳情第10号 始良市立大山小学校廃校に関する陳情書に賛成の立場で討論いたします。

ただいま委員長が報告いたしましたとおり、今まで陳情者と文教厚生常任委員会と、1回目は委員会室で、2回目は大山地区公民館で話し合いを持ちました。そこで、今から述べる7つの項目に集約しましたので、それを発表してみたいと思います。

1、原長丸大山地区公民館長は、管理面で困っており、地区の総会で廃校という結論になった。

2、Aさんアンケートの結果、64戸中62戸が廃校に賛成という結果を尊重する。

3、Bさん廃校後の利用と管理については、デイサービスとか老人のための施設で、跡地をきちんと管理してもらえらるならそれでいい。

4、Cさん住民の人がみんな望んで廃校にしたいわけではない。やむなくの廃校である。人口も少ないし、高齢者ばかりだし、いろんなことをやりたくてもできない。

5、Dさん廃校にしてもらったほうが気持ちが楽。

6、Eさん廃校して何か有効活用できたらいい。

7、Fさんやむなくの廃校である。

このほか、多くの考えがこの大山地区公民館で発表されましたが、地区の総会で廃校という結論になったということを重く受けとめ、始良市立大山小学校廃校に関する陳情に賛成いたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 次に賛成者の発言を許します。

○11番（小山田邦弘君） 私も賛成の立場で討論をいたします。

本件につきましては、地元のほとんどの方々が廃校を求めていると思います。しかしながら、そのほとんどの方がまた一方で、できるなら廃校にしたくなかったという強い思いを持ちながらの苦渋の決断をされているものと認識をします。

この相反する気持ちを探るべく、私どもは地元の皆さんと膝を交えお話をしました。その中で、もう少し早くこんな場があったらと、一緒に考えてもらえていたらと。しかし、今ではもう遅いんですと、疲れ切ってしまいましたというようなことをおっしゃっておられました。

私は、この廃校問題は、旧町時代も含め、私たち議会が、そして行政がこの地域に関心を払ってこなかったことが大きな原因であろうかというふうに考えます。

大山地区では、今運動会も敬老会もなくなっております。地域力が落ちてきているものと捉えます。これは、議会、行政による中山間地域における悲劇だろうというふうに捉えます。地域の方々は声をかけてくださるのを、手を差し伸べてくださるのを待っていたというように見受けられます。私は、このようなことが二度と起こってはならないものと考えます。

また、大山地区の皆さんに、今のような気持ちをずっと持っていただくのもいかがかなというふうに思います。廃校してくださいという声が地元から上がったということを、まだ、わずかながらに地域の地域力が残っているものだとして受け取ることにしたいと思います。その残された地域力を応援し、支えていくためにも、私はこの陳情に賛成したいと思います。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。陳情第10号 始良市立大山小学校廃校に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第15、陳情第11号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情

書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第11号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について、文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、10日に開会し、委員会を協議会に切り替え、陳情者前田穂積氏に出席を求め、詳細に審査しました。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使う聾者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。また、国連の障害者権利条約においても、手話は言語であると明記されています。

陳情の概要としては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を提出するよう求めるものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、今回の陳情は手話言語法の制定を求めるものとなっていますが、ぜひ条例をつくってほしいとの主旨説明だった。どちらを先にしてほしいのか、法整備をしてから各自治体で条例を作った方がいいのか、同時進行で行った方がいいのか。答弁、まずは先に法の整備をお願いしたい。全国の聴覚障害者協会でも一斉にそのように要望しています。条例については、市町村の状況を見ながら調整し、要望をしていきたい。

質疑、日常的に困っている状況にあるのはどのようなことか。答弁、病院、緊急、消防などが困っている。ファックスでは救急に連絡することはできません。特に、病院で困っています。例えば、診察の時に、医師、看護師との意思疎通ができるように、どこにも通訳者がいるようになってほしい。また、防災の面でいうと、東日本大震災では多くの方が情報がないために亡くなりました。サイレンも聞こえないし、どこに行けばいいか、情報が得られなかったためです。

以上で質疑を終結し、陳情者退席後、協議会を委員会に切り替え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第11号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。陳情第11号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第16、陳情第12号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書に関する陳情書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第12号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書に関する陳情書について、文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月9日、10日に開会し、委員会を協議会に切り替え、陳情代理人山口徹志氏に出席を求め、詳細に審査しました。

明日の社会を担う青少年の健全育成は全ての国民の願いであります。しかしながら、今日、我が国の相次ぐ青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。青少年の荒廃は、我々大人が青少年を見守り、支援し、時に戒めるという義務を果たさなかったゆえの結果だと言わざるを得ません。

今、求められているのは、青少年健全育成に対する基本理念の方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある包括的、体系的な法整備です。特に、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた青少年健全育成基本法の制定が必要と考えられます。

陳情の概要は、これらのことから、1日も早い青少年健全育成基本法の制定を求める意見書を提出するよう求めるものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、県に青少年健全育成条例があるということだが、今回、新たに求めようとするものは、国や地方、事業者の責任を新たに入れた法を作ってほしいというもので理解すればいいのか。答弁、鹿児島県には既にあるわけですが、地域ごとに限界があることから、自民党において、青少年健全育成基本法案というのがつくられておりますが、上程されていないので、それを法律化してほしいということです。地域別に違う対応をしているものがあるので、国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責任を明確にしてほしいということです。

以上で質疑を終結し、陳情者代理人退席後、協議会を委員会に切り替え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第12号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書に関する陳情書は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。陳情第12号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第17、陳情第13号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第13号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書について、文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、12月10日に開会し、委員会を協議会に切り替え、陳情者濱田健一氏に出席を求め、詳細に審査しました。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

このような中で、政府は成長戦略である日本再興戦略などにおいて、GPIFに対してリスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。

しかし、国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金の保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は被保険者・受給者が被害を被ることになります。

陳情の概要は、これらのことから、年金積立金について、被保険者の利益のために長期的な観点か

ら、安全かつ確実な運用を堅持することなどを求める意見書を提出するよう求めるものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、1番には、安全な運用を求めていると思うが、ポートフォリオをどのような構成にすればよいと考えるか。答弁、今の経済の動向の中では、株式の動きは先行きが読めない状態です。今の50%、50%の割合を少しでも国債の方へシフトしてほしいと考えます。何%というような具体的な数字はわかりませんが、また、株式の投資にしても、多くの銘柄の中からどのように選ぶかということも重要と考えます。合議制で決めるような安全性の担保が欲しい。

質疑、国債に頼り過ぎてしまったことに対する反省があり、また、現在、日本国債の評価が下がっている状況で、若い世代に年金に対する魅力がなくなっているのではないかと。年金に距離を置いているように感じる。何か対策は考えていないのか。答弁、確かに利潤を得ようとする対象先としては、はっきり言って日本国債はうまみがないと思う。国とGPIFがある程度なれ合い的な体質になって、国債を購入していることもあると思う。年金の財源的な基盤をゆるぎないものにするという立場からすると、ふやしていかなければならないが、安全性は重要です。若い世代の年金への失望感は非常に大きいと思う。理念的に年金の大事さをわかってもらえるが、これまでの年金機構の不祥事などから、不信感を払拭できるところまではいっていない。

以上で質疑を終結し、陳情者退席後、協議会を委員会に切り替え、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、GPIFでも安全に運用していることで実績もある。陳情者から具体的な運用方法の提示もなかった。厚生労働大臣が年内をめどに組織改革をまとめる方針を出しており、合議制の意思決定機関を設けることと、政府の関与を認めることとするようです。陳情者が求める確実な運用については、相対的には賛成しますが、意見書の内容について、若干偏っているように感じます。

賛成討論、年金資金の運用については、現役時代、今、年金を受給している方にとっても重要なことです。将来に向けて非常に大事なことと認識していますので、陳情者の意見に全面的に賛成です。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、陳情第13号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、この陳情に賛成者の発言を許します。

○7番（神村次郎君） 私は、賛成の立場で討論します。

公的年金のこの現状を見てみると、2013年度末、加入者数は自営業などの第1号被保険者が1,864

万人、会社などの第2号被保険者数が3,912万人、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者が960万人となっています。合計で6,736万人となっています。

一方、受給権者数は3,942万人となっています。支給額を見ると、平均で基礎年金月5万5,000円、厚生年金が基礎年金を含む月16万円となっているようです。

それから、このGPIFの財政検証を見てみると、確かに幾つか問題を抱えています。所得代替率が50%、年々低下はしていく傾向にあります。これはやっぱり労働環境とか、そういったものを改善していかなきゃならないということになると思います。少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中で、労働市場への参加率を高めることが喫緊の課題だと言われています。1つは、女性の就業率の向上です。それから、高齢者の雇用促進、厚生年金の適用の拡大、そういったことが必要だと言われています。

これまでの安倍政権になってからの状況を振り返ってみると、こんなこともあるんじゃないかと思っています。そもそも安倍政権が巨額な積立金、年金積立金約127兆円ありますが、これに目を向けたのは、成長戦略の検討課題として盛り込んでいるのは、資産構成割合の国内株式比率が1%アップすると1兆円超が市場に流れ込む、これで株価が上昇すれば経済活性化につながる。それから、現在のGPIFの積立金運用の状況を見ると、国債より株式への運用比率が高まっています。そのとおりであります。低金利の国債で運用しても、目標を達成できない、そういう状況になっています。それは、日銀が大規模な金融緩和で国債を大量に購入していることも、GPIFが国債運用を減らす判断になったと思っています。

そのようなことから、問題点を申し上げます。長期的な観点から、安全かつ確実な運用を堅持すべきであり、日本経済への貢献が目的のものではありません。金融、資本市場の活性化を目的に、政府の政策として運用の見直しを掲げること自体が不適切であります。年金積立金の運用は、年金財政上必要な運用利回りを確保することが目的であります。高リスクをとってまで収益の追及をするために見直しを行うことは、被保険者の利益にはつながりません。まして、GPIFには保険料拠出体である被保険者の意思を反映できるガバナンスの改正がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは許されません。年金積立金は、国民が額に汗をして働いた、働いて納め、老後に備える虎の子の資産です。運用割合の変更に伴うリスクに国民への十分な説明がなされていません。株式の運用で大きな損失が出ると積立金が減り、将来の年金、給付額が下がる可能性もあります。一方で、現役世代は保険料の引き上げを迫られることとなります。

私は委員会を傍聴しましたが、委員会の中で、世界経済に貢献するために、次の世代のために、やっぱ勝負をしたほうがいいんじゃないか、そういう発言もありました。考えさせられる発言でした。

私は安全な運用、そして保険者の立場に立って、以上のとおり反対討論とします。――賛成討論とします。

○議長（湯之原一郎君） 次に反対者の発言を許します。

○9番（犬伏浩幸君） 陳情第13号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書について、反対の立場から討論いたします。

現在の公的年金制度は、皆様ご存じのように、現役世代が保険料を支払い、その保険料で高齢者世代に年金を給付するという世代間扶養の仕組みとなっております。

しかしながら、日本は少子高齢化が急速に進んでおり、現役世代の保険料のみで年金を給付すると、将来の現役世代、私たちの子どもや孫の世代の負担が大変大きくなってしまいます。現在の年金制度を維持するために必要な運用利回りというのは1.7%とされており、国債の利率は40年でも1.692%であります。つまり、低金利の国債で運用しても、目標を達成できません。そこで、運用先を工夫して、現行の制度を維持できるだけの運用益を確保することも重要であると考えます。

しかしながら、年金運用については、リスクをどうやって回避するかが課題であります。そのためには、GPIFの組織改革と運用改革が必要であると考えます。新聞報道等でも皆様はご存じだと思いますが、GPIF改革の方向性が既に示されており、現在の運用委員会を、意思決定や業務の監督をする合議の理事会に格上げすることや、政治介入を防ぐための方策などです。

合議の理事会には、専門家のほか、労働者代表が加わるとされていますので、しっかりとしたガバナンス体制がつけられると思います。

また、GPIFでは、長期的な観点から、安全かつ効率的な運用を堅持していくと明言しております。

以上のことから、陳情第13号の採択に反対であります。

討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

陳情に賛成者の討論を許します。

○8番（田口幸一君） 陳情第13号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書に賛成の立場で討論に参加いたします。

厚生年金と国民年金の積立金約127兆円、これは今までに積み立てた金額が127兆円になります。現役世代は今から積み立てるわけです。127兆円を運用する年金積立金管理運用独立行政法人GPIFは、平成26年10月31日、年金積立金の投資配分を定める資産割合、基本ポートフォリオを見直し、国内株式を現在の12%から倍増の25%に引き上げると発表いたしました。国債など、国内債券は60%から35%に大幅に縮小いたします。このことを、厚生労働省が同日認可いたしました。

そこで、私の考えを申し上げます。5点申し上げます。

積立金は、これは先ほど賛成いたしました同僚議員と重なる部分もあるかと思うんですが、積立金は年金受給者と加入者のためのもので、株価を上げたいという政治的意図のために使うべきではない。

2、株式運用で大きな損失が出た場合、将来の年金額が下がってしまう可能性もある。

3、一方で、現役世代は保険料の引き上げも迫られる事態も発生すると思えます。

4、実際、リーマンショックに見舞われた2008年度は株価が大幅に下落して、約9兆6,000億円の赤字を出したこともあります。これは株式の運用です。

5、厚生労働省内には、このままアベノミクスと心中するのかと幹部職員がため息をついております。年金行政を担う国の年金局には、連日批判の電話がかかっていると報道されております。年金を株で食いつぶすのかと。

次に、始良市の実態を少し申し述べてみます。

始良市の平成25年度の国民年金の受給者は2万1,233人、受給額は143億3,484万1,200円でした。納付率は60.8%となっております。この皆さん、納付率の60.8%をどのように評価されるでしょうか。

厚生年金と共済年金を合計しますと、国民年金もです。合計しますと約432億円になります。これは平成25年度始良市民が受け取った金額が合計約432億円になります。納付率が国民年金の納付率が60.8%というのは、現役世代が将来に対して不安を持っている証拠だと私は考えます。

まだまだたくさん言いたいことはありますが、以上を申し上げまして、陳情第13号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書に賛成いたします。

○議長（湯之原一郎君） 反対者の発言はありませんか。

○5番（堂森忠夫君） 陳情第13号について反対討論をいたします。

陳情者の濱田健一氏は、元国会議員で、その前は高校の教師として活躍されていまして、国民年金受給者より待遇はよい位置にあります。

しかし、今の日本は、生産人口が減少していく中において、日本の年金問題は課題が多い状態ですので、陳情者が不安を募るのは当然のことと察します。

この事実は戦後の70年近い政治、経済、教育に関連する社会組織の中で、受給者の安定的な所得年金待遇を望み過ぎて、自分の掛金以上の受給待遇が大きく運営に左右してきたと思います。

よって、入る積立金より出ていく金が多くなっている状態です。年金の運用をバランスよく運営推進し、後世に継続継承できる運営方法を進めるべきです。高齢になるほど年金依存度は高くなりますので、年金制度を持続可能な運営方法を目指し、高めることが安心で元気の孫たちの育成につながります。

陳情者は、年金は日本経済への貢献が目的ではない。また、未納者、未加入者が約305万人で将来は無年金となり、生活困窮者に陥る可能性が高いと予想されておりますが、そのようにならないために、次世代教育、社会のために尽くす教育推進を目指し、また、グローバル経済の中で世界貢献の実績を積み上げるならば、羽ばたく若者育成へと繁栄をなし、経済をさらに推進することにより、305万人は減少します。その減少は、年金制度を安定的に持続することにつながります。

また、長期的な観点から、安全かつ確実な運用を述べられておりますので、政府が目指す株と国債以外の運用方法でほかによい運用法をお持ちなのかお尋ねいたしましたが、別にありませんとの回答でありました。

地方行政においても、株の運用は活用されている自治体は多く、現在は政府の運用方法の計画にまざる内容はないと判断いたしました。

アベノミクス経済を地球規模の村や町へ発信するなら、年金基金は明るい兆しと希望の持てる社会を築くと確信します。

この陳情は、始良市だけに提出されていますので、陳情書の内容から反対といたします。

市議会から国会へ意見書を提出するような内容については、単独市議会だけではなく、県議会をはじめ、複数の議会単位での提出や、取り組み活動が求められることが望ましいと判断しています。でないと、合併して年数の浅い始良市としては、今後、市民の夢をかなえるために多くの事業に取り組むこととなります。県や国の理解を得て事業推進に努めなくてはなりません。この種類の陳情などを単独的に採択する議会構造は目的を達成できないと察します。常に議会は車の両輪の役目を忘れてはいけません。

よって、今回の陳情は、冷静に受けとめていただき、若い世代を守り、育成するためには、後に続く孫たちの保障まで考えた年金運営の社会づくりのために、国、県と連携し、汗すべきです。

以上で反対討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 賛成者の発言はありませんか。

○14番（堀 広子君） 陳情第13号に賛成の立場で討論に参加いたします。

年金制度の持続性を高めるために、政府は法の改定や種々の指示を出しております。これまでは、名目ベースの年金額が前年度より目減りすることを避けてきました。しかし、今後は、物価動向に関係なく減額できるよう、法の改定を検討する方針であります。加入者の減少、平均寿命の伸び等を考えますと、公的年金制度が危うい状態ではあります。現役世代の保険料率は、毎年引き上げられて、非正規社員の率がどんどん高くなり、低賃金がまかり通っております。国民年金保険料の納付率が約60.8%で、払えない人が多い状況であります。

一方、大企業の内部留保は270兆円を超え、株価はどんどん上がってきました。しかし、ことしに入ってから1万5,000円前後で推移し、上昇局面ではありません。しかも、先のことは誰にもわかりません。だからこそ、投機であって、将来下がって損失を出した場合、そのつけが年金者と年金保険料を納めている国民に回りかねません。年金積立金の枯渇を心配するのなら、法人や富裕層に応分の負担をしてもらうことのほうが先決です。積立金の枯渇を防ぐため、その運用にもっと株を買え、外国に投資しろなど、宮沢内閣のときの株での大失敗で年金積立金に多大な損失を与えたこと、リーマンショックでの大失敗を忘れたのではなく、アベノミクスの経済政策のしりぬぐいに巨額の金のある年金積立金管理運用独立行政法人GPIFが狙われたのであります。年金の金を使い、株を、株価をつり上げ、株式市場を活性化することにより、経済を活性化させ、アベノミクスの失敗を隠そうとしているのです。利益は大きいかもしれませんが、リスクも大きいことにより、安全かつ確実であることが年金積立金の運用の基本原則です。

そんな中、政府は年金積立金運用特別行政法人GPIFに対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。これまで高いリスクを負って収益を追求するよりも、国内債券を中心とした安定的な運用が重視されてきました。安倍政権は巨額な積立金を成長戦略に使うと厚生労働省の幹部にもっと株を買え、ふやせと指示したり、厚生大臣の首をかえたりして積立金運用の変更を求めてきました。

また、これまでも株運用の失敗で積立金に大きな損害を与え、その後の年金支給に大きな障害を与えたことは、覚えておられる人も多いと思います。将来の年金受給者にも使われる年金積立金は、安全かつ確実に運用されることが何より大事で、リスク性資産割合を高めることなど、とんでもないことであります。

また、その時の政権の経済政策の失敗に使うなど、論外であります。

年金積立金の運用を変えようとしています、国民が知らないうちに進めようとしていること自体、民主主義を否定するものであります。

以上の見地から、意見書に賛成であります。

○議長（湯之原一郎君） 反対者の発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第13号は採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立少数です。陳情第13号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第18、発議第12号 拉致被害者・特定失踪者問題の早期解決を求める決議（案）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第12号は、会議規則第37条第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会負託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号は趣旨説明及び委員会負託を省略することに決定しました。

議会運営委員長、登壇ください。

○議会運営委員長（東馬場 弘君） 登 壇

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。したがって、発議第12号 拉致被害者・特定失踪者問題の早期解決を求める決議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。10分程度とします。
（午後2時04分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午後2時13分開議）

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま市長より、議案第109号 始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件から議案第114号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第5号）までの6案件が、文教厚生常任委員長より発議第13号 手話言語法制定を求める意見書（案）及び発議第14号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書（案）の2案件が提出されました。
これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。議案第109号から発議第14号までの8案件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として議題とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君）

追加日程第1、議案第109号 始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

追加日程第2、議案第110号 始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件

追加日程第3、議案第111号 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件

追加日程第4、議案第112号 始良市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件

追加日程第5、議案第113号 始良市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件
及び

追加日程第6、議案第114号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第5号）

までの6案件を一括議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今議会に追加提案いたしました議案第109号から議案第114号までにつきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第109号 始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容については、国民健康保険運営協議会の委員の定数等の改正及び出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に改めるものであります。

次に、議案第110号 始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件につきましてご

説明申し上げます。

本件は、国の人事院勧告に準じて、一般職の職員の給料及び勤勉手当等について改正するものであります。

主な改正内容であります。議案書1ページの第1条関係、始良市職員の給与に関する条例の一部改正のうち、第17条第2項の改正規定は、勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げるもので、本年12月1日に遡って適用するものであります。

議案書2ページから19ページまでの給料表の改正は、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら、広い範囲の号給についての引き上げを図るものであり、本年4月1日に遡って適用するものであります。

次に、議案書19ページの第2条関係、始良市職員の給与に関する条例の一部改正のうち、第8条の2の改正規定は、職員が所有している持家に対する住居手当を廃止するものであります。

なお、経過措置といたしまして、議案書35ページの附則第7項及び第8項に規定しておりますとおり、平成29年3月31日までの間は、その効力を有することとし、段階的に減額し、同年4月1日から完全に廃止するものであります。

また、第14条の2の改正規定は、管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜に勤務した場合に対しても、勤務1回につき手当額を支給するものであります。

議案書21ページから34ページまでの給料表の改正は、人事院勧告に基づき、地域の民間給与水準を踏まえて、給料表の水準を平均2%引き下げるものであり、平成27年4月1日から施行するものであります。

なお、経過措置といたしまして、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達していない職員については、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給することとしております。

次に、議案書34ページの第3条関係、始良市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正並びに第4条関係、始良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、職員が所有している持家に対する住居手当を廃止するものであります。

次に、議案第111号 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件、議案第112号 始良市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件並びに議案第113号 始良市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの議案につきましては、先の議案第110号の一般職の職員の給与改定に合わせて、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うものであります。

いずれの議案についても、第1条関係で期末手当の支給月数を0.15月分引き上げるものであり、本年12月1日に遡って適用するものであります。

次に、議案第114号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

今回は、先の議案第110号から第113号までに基づく一般職の職員、議会議員及び特別職の職員の増加する給与及び期末手当等に係る経費を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。予算書7ページの議会費から36ページの教育費まで共通して給与等の改定に伴うものであります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、補正総額は2,815万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は322億3,675万6,000円となります。

この財源といたしましては、6ページに掲げてありますように、繰越金2,815万円で対処いたしました。

以上、追加提案いたしました議案6件について、一括してその概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第109号 始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について審査を行います。

○議長（湯之原一郎君） まず、議案第109号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（田口幸一君） この参考資料に基づきまして質疑をいたします。

まず、議案第109号です。改正前と改正後が書かれてございますが、1ページです。改正前は、この第2条の（4）被用者等保険者を代表する委員1人となっておりますが、改正後は、これが入っておりません。なぜなくなるのか。

それから、その次のところで、新旧対照表のところで、改正前が出産育児一時金が3万円を加算するというようになっておりますが、改正後は、これが第14条で1万6,000円を加算すると、1万4,000円の減額になるが、その下で改正前、改正後で、トータルで改正前、改正後は42万円、42万円となっておりますが、この1万6,000円について説明を求めます。

今のところ、第109号だけですか。

○議長（湯之原一郎君） 109号だけです。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

まず最初の質問でございますが、ご存じのように、平成20年4月から、いわゆる後期高齢者医療制度が開始をされまして、事実上、退職者医療制度については廃止ということであったんですけども、経過措置として、平成26年度までは存続をするという、法的な経過措置がございました。

このようなことを踏まえ、始良市の国民健康保険運営協議会の委員として、その被用者の代表ということで、全国健康保険協会鹿児島県支部から1名委員として在籍をしていただいたんですけども、この経過措置が平成26年度で終わりになりますので、それを踏まえて、自動的にこの審議会の中から被用者代表として1名が削除されるということでございます。

それから、加算金が1万6,000円になって減額という内容ということでございますが、これはいわゆる産科医療制度といいまして、分娩時に、いわゆる重度障がい者、いわゆる脳性麻痺として生まれた子どもに対して、家族に対して補償するという制度でございますが、総額で3,000万の賠償金があるわけなんですけれども、その掛金が減額になるということでありまして、補償制度そのものはそのままなんですけれども、掛金が減るということでございます。

掛金がなぜ減るかということにつきましては、今後のいわゆる脳性麻痺等の発生率がある程度少なくなるだろうということと、それから医療技術が、高度な医療技術が進んだということ、それから少子化が進んだということが背景になろうかと思えます。

それと、もう一つは、この補償制度の基金が約800億あるということで、財政的にこの掛金を減らしても十分補償金額は補償できるであろうという算定のもとに、この掛金が減ったということでございます。

その掛金が減った分、出生一時金のほうを、その減った分プラスにしまして、トータルではこの比較表にありますように、改正前も改正後も42万円ということでございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） よくわかりましたが、その第1点目です。被用者保険の代表が、改正後はいなくなるということですが、これは条例の改正ですから、国からの通達ちゅうんですか、厚生労働省からの通達というのになるのかな。私も過去2年間、この国保の運営委員会を公益代表として務めさせていただきましたが、始良市の国保世帯は25%です。それから、社会保険加入世帯は75%、この今、国保税の値上げを、3年前だったですか、2年前にしました。そのときに、3年間にこの法定外繰入れというのを単年度に1億1,000万ずつ3年間で3億3,000万の法定外繰入れをしている。このときに、一番発言された、今度この削除になる被用者保険等の代表者がよく発言されて、そのことで、私は、これ始良の国保の特別会計は安泰だなということで、その人の話を聞いてだったんですけど、再度お尋ねしますが、これは国からの通達、国の準拠によってこういうふうになるのか、そこ辺を加味して、もう一回、今私が語ったことについて説明を求めます。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） まず、法律的なことを申し上げますと、国民健康保険法、この中に、いわゆる国保運営審議会の構成メンバーが明記されております。その中で、3つの項目があるんですが、いわゆる被保険者の代表、それから保険医、薬剤師の代表、それから被保険者の代表というのが3つあるんですが、そのほかに特例としまして、今議員がおっしゃる被用者保険等の代表者を加えることができるということで、法律がなっておりました。それが、今度のこの国民健康保険の施行令第3条の一部改正によりまして、経過措置もあるんですが、来年の4月1日から削除になるということで、それに準じて、始良市の審議会の委員からも削除をするということになります。ただ、現在のこの代表者の任期が再来年の6月30日までは任期がありますので、運用上、再来年の6月30日までは、この方は存続をするということになります。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第109号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第109号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第109号 始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、追加日程第2、議案第110号 始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件から、追加日程第6、議案第114号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第5号）までの5案件については、関連がありますので、一括で審査し、質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（神村次郎君） それでは質疑をします。

職員の給与の問題ですが、最初にこの全国市議会旬報というのが私たちの手元に配付されますが、これに地方六団体が自民党の予算税制等の政策審議会に要請をされている。これを見ると、27年度予算、税制等について、地方六団体、10月29日、これに地方の一般財源、地方交付税の総額確保の問題、法人税実効率の見直しの問題、それから地方税、税源の確保の問題、それから地方創生の推進の問題、それから国民健康保険制度の財政基盤の強化の問題、それから、東日本大震災の復旧復興への対応の問題、それからあと一つ、公務員への、公務員の給与制度の総合的な見直しの対応ということで要請されています。これ、地方六団体、市長会もですよ。これを認識されているのか、お聞きをします。内容を見ると、今年度の人事院勧告では国家公務員給与に地場の賃金より一層、地場の賃金をより一層反映させるなど、俸給水準を引き下げる方向などが示された。この勧告により、地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるばかりでなく、特に地方においては、公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所などが多いことも踏まえると、結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することとなりかねない。また、国が示している地域手当などの基準は、隣接市町村で大きな格差が生じ、通勤実態など、地域の実情にそぐわず、人材確保の観点から懸念も適用されている、こういう要請をされています。市長は、このことを、このことは認識されていますか。

それから、これは自民党に要請されているんですが、どのような対応だったか、聞いておられますか。

それから、この給与条例は、労使間合意をされて提案されたと思いますが、そこら辺の確認をいただきたい。

3番目に、国家公務員は、給与制度の給与の総合的な見直しにより、給料表は減額改定となりますがその分を地方公務員にはほとんどない地域手当の上乗せをすることにより、給与水準は変わらないも

のとなっている。国家公務員の給与水準は変わらない。地方公務員には地域手当の支給はありません。給料表の見直しを行うことで、給与水準は下がることになる。人事院勧告をそのまま地方に受け入れること自体、矛盾があると思いますが、見解をお伺いします。まず最初にこの3つをお伺いします。

○市長（笹山義弘君） 足りない点は担当が答弁いたしますけれども、最初お尋ねの件でございますが、政党に対しての云々というところについては承知していないところでございます。

○総務部長（小川博文君） お答えいたします。

まず、今回の改正におけるアップ分と、それから来年4月からの改定分についてのご質疑だろうと思います。

今年度の改定にあたりましては、これまでの民間企業の給与水準に調査に基づきまして、均衡を図る観点から、この格差是正ということで7年ぶりにプラス改定とされたものと考えております。

それから、4月からの改定につきましては、給与制度の総合的な見直しとして、議員も申されましたけど、地域間給与における格差是正、それから世代間の給与配分の見直し、職務や勤務成績に応じた給与配分の観点ということについて、改定されたというふうには認識をしているところでございます。

今回の改正では、4月からの改定につきましては3年間の現給保障というものもついているわけですが、改定の内容としましては、特に高齢層の職員については、厳しい勧告であると考えておりますけれども、これまでどおり人勸を尊重しながら、近隣市との均衡、それから市民の皆様のご理解ということもございまして、人事院勧告に準じた改定に準拠したというところでございます。

労使間の協議につきましては、事務レベルの折衝を続けながら、団体交渉として2回いたしまして、妥結、確認したところでございます。

以上です。

○7番（神村次郎君） 矛盾はありませんか。お感じになりませんか。国家公務員に勧告されたやつと、地方に勧告されたやつ、矛盾はないですか。この、私最初に言いました自民党に対して、地方六団体が要請した、このとおり思いませんか。そのことはまたお答え下さい。

次に、27年度以降の、給料表の減額改定により、最も影響を受けるのは、その給料表を長年使っていく若い世代です。これから意欲を持ち、始良市政のために一生懸命に働く若い世代に希望を持たせるためにも、現在の給与水準を下回る制度の導入はおかしいと思いますが始良市として、この判断をされた根拠は何ですか。

それから、給与制度の総合的な見直しは、地方の公務員の賃金の引き下げにとどまらず、地場中小労働者と地域経済に影響が大きくある。景気回復に逆行をするものと思いますが、見解をお伺いします。

○総務部長（小川博文君） お答えいたします。

最初の地方六団体の審議会、市長会の件につきましては、ちょっと市長も申しあげましたように、存じ上げていないところでございますが、この今回の改定にあたりましては、先ほども重複するところではございますけれども、人事院勧告というこの労働基本率制役の代償処置でございます。職員の適正な給与を確保する機会を確保するために人事院勧告に準じているということございまして、民間企業との均衡を図る制度であると理解しておりますし、民間給与に準拠して得られる給与というこ

とで、法の趣旨にかなうものだというふうには考えているところでございます。

あわせて、また市民の方々にも理解いただける1つの仕組みではないかというふうにも考えているところでございます。

それから、地域経済の影響でございますが、今回は、先ほど申し上げましたように、7年ぶりのプラス改定で、1人当たりになりますと、平均で7万円の増額に、この年末、議会を通していただきますと、できるということでございますので、始良市には本市職員600名、そのほかに県職等も含めると2,000人を超える公務従事者がいると思いますので、何かしらのそういう年末調整に向けての影響はあるものというふうに考えております。

以上です。

○7番（神村次郎君） 最初に聞いた質問ですが、国家公務員は給料表は減額になる。地域手当で補完をする。給与水準は変わらない。地方公務員はそうじゃない。減額になるんです。そこをもう少し、ちょっと矛盾があると思いませんか。

そうすると、若い人たちがずっと減額になっていくわけですが、生涯賃金でどれくらいの差額が出るんですか。

それと、この減額をする、この人事院勧告が国家公務員にするわけですが、給与を減額をするという判断を、市としてどういう根拠で判断をされたのかをお聞きします。

○総務部長（小川博文君） 国家公務員は地域手当ということでございますが、地方においては特にそういう恩恵はないというのは存じ上げているところでございますけれども、先ほどから重なるようでございますけれども、人事院勧告制度によらずして、なかなかこの、これまでもそうでありましたように、改定ということにはなってこなかったところでございますので、その項を準じているというところでございます。

それから、将来賃金の差額等につきましては、3年間はこの現給を保証するというところでございますので、来年4月から改定になったとしても、現給保証ということで3年間はあるわけでございます。その先ということになるかと思いますが、その数字の推計等につきましては、担当課長のほうに答弁させます。

○総務部総務課長（松元滋美君） 総務課長の松元と申します。よろしく申し上げます。

お尋ねの27年4月からの減額につきましては、部長が申し上げましたとおり、3年間の現給保証をもって行うわけでございますが、今現況におきまして、大体1人当たり7,200円程度の平均でいきますと減になろうかと思えます。これにつきまして、年間考えますと、年間の給与につきましては10万程度の部分が出てくるかと思えますがこれを生涯年金ということで、年数に換算した額であろうと思えますが、これにつきましては、また4月以降の状況と、また職員の状況、またそれを踏まえて、内容の職員状況の賃金額の精算については、今後行ってまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

○8番（田口幸一君） 114号まで一括質疑ですね。

○議長（湯之原一郎君） 一括質疑です。

○8番（田口幸一君） それじゃ、私はこの提案された資料に、議案書に基づいてお尋ねをいたします。

まず、これは確認ですけど、この参考資料の5ページですが、改正前の高卒の初任給は14万100円と、今度、改正後が14万4,200円、14万2,100円で2,000円の増、間違っていたら教えてください。

それから、大学卒の初任給が、これは6ページに書いてありますが、参考資料の。17万4,200円ですか。それと、これをお尋ねしますが、現在、多分総務部長かと思いますが現在、もらって受給していらっしゃる最高号給、7級だと思っておりますが、7級の43ですか、44万3,100円とすれば、改正前から500円上がってる。それから、けさほど全員協議会で始良市立北山診療所の件について、るる説明が市民生活部長と保険年金課長からありましたが、北山診療所の医師は、今のところ不在ということですが、しかし、今後もその医師の確保に努力をするちゅうことでしたが、やっぱりこの給料表は残しておかないかと思っておりますので、始良市立北山診療所の医師は、医療職何表のどこに位置づけされ、これも一番最後のところに、条例で70歳までってなっていますから、それがないんじゃないかと思うんで、どこに位置づけして、されるのか、そして、その額は幾らになるのか、今までののはわかっています。それはもう。

それでは、今度は議案第14号に入ります——114号です。間違いました。この6ページ、財源はこの補正の今回の補正の財源は、2,815万円は、前年度繰越金で対応すると。先ほど市長から提案要旨の説明がございましたが、この前年度繰越金の留保額は幾らになるのか、同僚議員が人事院勧告について、詳しく質疑をされましたが、この人事院勧告というのは国の制度だと思います。それを各自自治体が守って投資をしていると。だから、国の制度であれば、国からの交付税が来るのではないかと私は考えますが、もしその交付税があるとすれば、その額は幾らか、この2,815万を上回るのではないかと思うんですが。

それで、今回は、この前年度繰越金2,815万円が充てられていますが、普通交付税というのは、一般財源化して使えるというふうに、私は認識しているんですが、この歳入財源に交付税を今回なぜ充てられなかったのか、私の考えていることが間違っておれば、そうじゃないということを説明してください。順次答弁してください。最初から。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） それでは、繰越金と普通交付税関係で質疑をいただきましたので、そちらのほうから答弁させていただきたいと思っております。

まず、前年度繰越金、今回、2,815万補正をかけております。6ページということでもございましたので、補正予算書の。補正後の額を見ていただければ、そこに3億4,856万2,000円ということになっております。

そして、26年度の前年度繰越金の総額が4億8,019万3,000円ですので、今申し上げました3億4,856万2,000円を差し引きしますと1億3,163万1,000円、1億3,163万1,000円が繰越金の留保額でございます。

それから、今回の2,815万に対して繰越金ではなくて、普通交付税をというようなご意見もいただいたわけなんですけれども、実際、今回の条例改正、110号から113号まで、国の人事院勧告に準じ

た形で一応補正予算を作成したわけなんですけれども、この関係につきましては、結論から申し上げますと、普通交付税の中には入っておりません。普通交付税は7月にはもう既に決定されるものであって、実際、この人勧、人事院勧告等が出されるのはそれ以降ということで、もうその前に決定されており、確定をしているところでございます。

以上でございます。

○総務部総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

まず、高卒初任給でございますが、1の5、14万100円から14万2,100円。（「もっと大きな声で言ってください」と呼ぶ者あり）わかりました。14万100円から14万2,100円で正解でございます。

また、大卒につきましては、1の25でございますけれども、現在、始良市におきましては、高卒程度の初級試験により職員採用を行っておりますので、1の1級の5級、5号給を基本に就学年数、前歴を換算して格付を行っております。

ただ、1級の25号給の金額につきましては17万2,200円から17万4,200円でございます。

また、最高号給のお尋ねでございましたが、給料表の最高号給につきましては、現況におきましては、7の42、7級の42号給でございます。43万5,271円から、今回改定によりまして43万5,764円、給料におきましては影響額は4,437円ということであります。

また、北山診療所の医師についてのご質問でございましたが、現在、退職されておりますけれども、仮にもし採用ということになれば、先ほど議員も仰せのとおり、この医療職種の給料表で格付をすることになりますが、その方の前歴、または勤務状況、いろいろな状況を勘案いたしまして、4級、あるいは5級のほうに、診療所長ですので、5級になろうかとは思いますが、5級のほうに格付をその時点で検討して行うということになろうかと思えます。

以上です。

○8番（田口幸一君） 人事院勧告のことについて、この6ページのことについて、財政課長が詳しく答弁、説明していただきましたけど、その普通交付税は7月に決定しているちゅうことですが、その前に、年に4回これは交付されるんじゃないですか、3回ですか。年に4回というふうには私は認識しているんですけど、この人事院勧告というのは、毎年あるわけです。それで、それを今、都道府県、東京とか、そういうところはわかりませんが、ほとんどの県とか地方自治体は人事院勧告にのっとって給料表が作成されていると思うんですが、それで、今7月でもう決定していると言われましたけど、年に4回という普通交付税は交付があるということを私は認識しているんですが、7月というのは、今12月です。一番最後に交付されるのは11月か12月じゃないですか。そこを私はじめ、皆さんにわかるように説明してください。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、普通交付税につきましては、年4回支給でございます。ただ、4月、それから6月、9月、11月ということで支給になるわけなんですけれども、4月と6月につきましては、概算交付ということで、前年度の交付額の4分の1という形で交付がなされます。そして、先ほど申し上げましたように、7月で交付決定されて、9月、11月では、その残額の2分の1ずつが交付されると、そういうシステムになっております。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第110号から議案第114号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、この5案件は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） まず、議案第110号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○7番（神村次郎君） 本年度分の給与改定については、私は異存はございませんが、27年4月以降の約300万から400万ぐらい違うんです、将来的に、そういう状況です。反対の立場で討論します。

平成26年度賃金の民間給与との比較の結果、公務員賃金が民間賃金を下回っているとして増額改定となったところです。今までの人事院勧告の流れでは、27年度給料表についても、26年度分の増額改定をそのまま引き継ぐものでしたが、今回は、逆に給料表の引き下げを行っています。今回出される、出された給与制度の総合的な見直しについては、国家公務員の本俸と手当の配分を見直すものであり、給与水準そのものは変わりません。しかし、地方公務員には、地域手当などの支給はほとんどなく、給与水準そのものが下がってしまうことになります。

政権与党は、地方創生担当大臣を置いて、地方創生について、従来の取り組みの延長線にはない、次元の異なる大胆な政策を、結果が出るまで断固として貫く、力強く実行する、地方創生をそういうことで実行していきたいと言っていますが、地方公務員の給与の引き下げは、地方の消費を冷え込ませ、地域経済に与える影響は大きいものがあります。労働基本権が制約をされる中での給与引き下げには納得をできるものではありません。職員のモチベーションにも大きく影響することは懸念をされます。

始良市の労使関係は、互いの信頼関係のもとに着実に構築をされていくものと推察をいたしますが、今後も引き続き働きやすい職場づくりに真摯に取り組まれることを期待を申し上げまして、反対討論とします。

○議長（湯之原一郎君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第110号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第110号 始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、議案第111号について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第111号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第111号 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、議案第112号について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第112号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第112号 始良市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、議案第113号について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第113号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第113号 始良市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、議案第114号について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第114号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第114号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君）

追加日程第7、発議第13号 手話言語法制定を求める意見書（案）

追加日程第8、発議第14号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書（案）

を一括議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第13号及び第14号は、会議規則第37条第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号及び第14号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長、登壇ください。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑は1件ずつ行います。

まず、発議第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） 次に、発議第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。

まず、発議第13号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） 次に、発議第14号について討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

まず、発議第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。したがって、発議第13号 手話言語法制定を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、発議第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。発議第14号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第19、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

を一括議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 各常任委員長と議会運営委員長より、お手元に配付しました「継続審査・継続調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 議員派遣については、会議規則第167条第2項の規定によって、議員研修等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は、議長に委任することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成26年第4回始良市議会定例会を閉会します。

（午後3時06分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員